

令和6年度宮崎県障害福祉サービス従事者養成研修事業企画提案競技審査基準表

審査項目	審査内容	配点	総合
企画内容等	本事業の目的等を十分に理解し、国及び県の実施要綱に沿った内容となっているか。	15	50
	本事業の円滑な実施に十分な、講師及びファシリテーター等との打ち合わせの機会が企画されているか。	10	
	研修及び業務スケジュールが計画的で、受講者への配慮があるか。 (例：各研修の開催案内や申込方法等が受講対象者に分かりやすく、無理のない計画となっているか、その他配慮が必要な受講生に対して柔軟に対応できる計画となっているか)	10	
	その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。 (例：国要綱の標準的なカリキュラムよりも充実した内容となっているか、ファシリテーター等研修関係者の人材育成に関する取組等、事業に有益な提案があるか。)	15	
運営体制等	責任者や役割分担が具体的に示され、業務を的確に実施するのに必要な人員体制（人員数）が確保されているか。	15	30
	オンライン研修、オンデマンド配信等の研修実施体制があり、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する取組が適切に実施されているか。	15	
実績	業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や、障がい福祉に関する十分な知見があるか。	10	10
経済性	事業の実施に必要な経費は、適正かつ経済的に積算されているか。	5	10
	提案価格に優位性はあるか（（1－提案金額/契約上限額）×配点）。 ※小数点以下切り捨て	5	
小 計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の得点を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者とする。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準である240点（満点400点の6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準である240点（満点400点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準よりも劣る提案